

実施概要（障害者支援施設等）

1 目的

各施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止と発生時の対応について周知を図るため、疫学や感染症学、関係法規等の感染症に関する専門知識を有し、病院内における感染症対策を担っている感染管理認定看護師（県立病院勤務）を施設に派遣し、感染防止に向けた助言指導等を行う。

2 対象

指定障害者支援施設、指定障害児入所施設

3 内容

県立病院に勤務する感染管理認定看護師を施設に派遣し、次の取組み等についての助言指導等を行う。

- ・施設内で新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が発生した場合に、施設内で療養することに備えた施設内の生活空間等の区分け（いわゆるゾーニング）
- ・施設での消毒方法や手指衛生方法、個人防護具の取扱い
- ・その他、施設において感染症対策で困っていること等

4 実施時期

令和2年6月中旬から9月までの平日

5 派遣施設数

1～2圏域で1施設とし、10施設程度。（1施設あたり3時間程度。）

6 他施設等職員の参加

本派遣には、障害福祉事業課の職員も同行する。

新型コロナウイルスの感染の収束状況によっては、近隣の施設等職員にも参加を呼びかけ、当該施設の職員と一緒に助言指導を受講させる場合がある。

7 派遣に向けた事前調整

派遣が決定された施設は、事前に質問票、施設図面等を障害福祉事業課に提出する。

8 物品等

指導に必要な防護服、フェイスシールド、手袋、消毒液等は原則として施設で用意する（消毒液は水で代用可）が、保有していない場合は障害福祉事業課と調整する。